

浜田市告示第 137 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者に指定したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 10 月 1 日

浜田市長 久保田 章 市

- 1 指定納付受託者の名称又は事務所の所在地
名 称 モバイルクリエイト株式会社
所在地 大分県大分市東大道二丁目 5 番 60 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入
キャッシュレス決済利用に係る各種証明発行手数料等
- 3 指定をした日
令和 7 年 10 月 1 日
- 4 指定の期間
令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで